



18歳までの医療費窓口負担撤廃を求める陳情書 良い制度はさらに完成度を高めるべき

3月市議会で阿部治正が行った4つの討論のうちの2つの討論の要旨をご紹介します。

流山市は、2023年4月から、18歳までの子どもの医療費助成を開始しました。この事業は、市民が待ち望んでいたもので、高く評価をされています。しかし、残念ながら、窓口での一部負担は残ってしまいました。通院は、同一医療機関で1回につき200円で、上限は1200円。入院は同一医療機関で1日につき200円で11日まで、つまり上限は2200円までとなっています。

この通院1200円、入院2200円は少額ではないか、この負担はやむを得ないことではないかと言われているようです。しかし本当にそうでしょうか。子どもの数が多い家庭、慢性的な病気を持つ子どものいる家庭での負担感は決して小さくないと思います。

18歳までの医療費助成は、以下の点で大きな効果を持ち、だからこそ評価もされています。

第一に、は、医療アクセスが促進され、健康への好影響。つまり早期受診・早期治療が進み、

また長期的には重症化・入院の回避につながる事が明らかにされている事。

第二には、少子化対策・子育て支援としての効果。

実際に「子育てしやすいまちランキン

グ」などでは、医療費助成の充実度が上位市町村の特徴の一つとなっています。

第三には、財源問題としても、医療費全体に占める子ども医療費の割合は大きくないことに加え、先に述べた重症化・入院の抑制によって結果的に医療費のトータルは増えにくいことが確認されています。

以上のような、この制度の利点をさらに活かすべきとの理由から、陳情に賛成を致します。

賛成 6 反対 21



.....

もつた会監らう難に以上得持ち政治的り識見これに



に賛成します。賛成8 反対19

2017年から、自治体の監査委員の選任は各自治体が判断することになりました。背景の中には、監査委員は、行政に対する中立性が求められ、財務会計、行政評価、リスク管理などの専門的知見も必要とされる。自治体議員が必ずしもそうした資質を満たしているわけではないという議論がありました。これに対しては、議員以外の識見監査委員が専門的知識はとありあえず置くとして、果たして政治的に完全に中立的な立場を持ちうるかという疑問が起こります。現代社会で生きている以上は、誰であっても、社会的に完全に中立的であることは困難でしょう。だからこそ、監査委員の出しに結論に達することが難しいです。二重三重に賛成します。賛成8 反対19

賛成

議会議選出監査委員
廃止の陳情書



市民のチェックを支援する仕組みづくりも

重のチェックを受けることが必要であり、その仕組みが設けられています。

中立性や客観性については、議会議選出の監査委員の場合には、識見委員以上に厳しい視線が注がれていることも事実です。これまでの流山市の議会専門委員の評価とは別に、今後の監査委員会に求められる役割という観点から見れば、やはり監査委員を議会から専任することは、そろそろやめるべきです。

何よりも重要な点は、監査委員会が出した監査結果・意見書・勧告などに対する市民の側からの二重三重のチェックです。そのための仕組みとして、すでにいくつかの自治体で次のような仕組みも実現されています。専門的に過ぎる公開情報の要約やダイジェスト版の提供、住民監査請求が求められた時の相談受付と支援、市民公募型の外部評価機関の設置など。こうした取組を支持する立場から、陳情

阿部はるまさ

流山市議会事務局 〒270-0192 流山市平和台 1-1-1 04-7150-6099

市政報告
2025年春号
流山市議会
社民党

ふるさと納税制度は矛盾だらけ！

高所得者に有利で納税意識と行政を歪めるだけ



3月議会で「ふるさと納税」と「子どもの権利条例」について質問しました。そのうちの「ふるさと納税制度」部分の要点を報告します。

ふるさと納税制度は適性な納税と行政サービス提供の関係を壊しています。流山市は毎年数億円から10億円超えの流出超過です。しかし流出超過だからというのではなく、仮に流入超過となったとしても、この制度は徹底的に間違っていることを知るべきです。

「子どもの権利条例」も含め詳しくはぜひ右下のQRコードからご覧ください。

【質問】 2008年に国がふるさと納税制度を施行し、流山市も実施している。しかし、この制度は、発足当初から多くの疑問が提起され、その後も様々な問題を生み出している。そこで以下の点を問う。

- ① 流山市がふるさと納税制度を利用し始めて以降、寄付の流入額と流出額、地方交付税による流出超過の穴埋めはどのように推移しているか。
- ② 返礼品の価値を寄付額の3割以下とするルールが設けられたが、3割でも高価すぎるとの声がある。
- ③ 所得税や住民税の支払いこそが行政サービスを支えているという応答関係が攪乱され、流入超過・流出超過を問わず納税意識や行政実務に悪影響が生じる。
- ④ ポータルサイトに税が流れる構造を生んでいる。
- ⑤ 所得税などからの控除額は上限2割だとしても、高額所得者はより多くの寄付が可能なので有利となり、所得税などの累進制度も形骸化させる。
- ⑥ 税の流出超過分の75%までを地方交付税で補填する仕組みは、そもそも地方交付税の趣旨に反している。
- ⑦ 総じて、ふるさと納税制度は税制、行政、住民意識にモラルハザードを生じさせざるを得ない。以上の問題点について、当局はどのように考えるか。

【答弁】 ① この5年間は流出が大幅超過し、国からの巨額の補填を受けている。2019年は流出超過が4億8937万3千円で補填額が4億1089万2千円。2020年は流出超過が6億5千819万円で補填

額が5億2517万円、2021年が流出超過が8億8307万3千円で補填額が6億9151万円。2022年が流出超過額10億9514万円で補填額が8億4924万円。2023年が流出超過額2億2858万円で補填額が9億8681万円だ。



朝の駅頭での市政の報告活動

- ② 自発的意思に基づく無償供与という寄付の精神からの意見と受け止める。
- ③ その影響については市としても注視をしていく。
- ④ 本市としてもポータルサイト業者に使用料を支払っている。
- ⑤ 税制の観点から捉えると、議員指摘のように、所得が高くなるほど返礼品の価値が高くなるため高額所得者ほど有利となり、累進制と相容れない所がある。
- ⑥ 地方交付税は地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、一定の行政サービスを住民に提供する財源を保障するためのもの。ふるさと納税による減収額の75%は国から補填されるが、25%は減収となり、減収が多くなるほど市の財政に影響を及ぼす。
- ⑦ 制度制定の趣旨から逸脱することなく適切に事業を行っていく。

【阿部の意見】 ふるさと納税は、制度自体が納税と行政の原則から逸脱をしているのであり、適切な実施では問題は解決しないと認識すべきだ。

【再質問】 本来の寄付の意義や納税の意識を歪める弊害について、市も市民に伝えていくべきではないか。

【答弁】 ふるさと納税の影響について『公報ながれやま』などで知らせてきたが、その内容や方法については工夫をしていく。



ふるさと納税



子どもの権利

暮らしと防災の充実を 不要な支出やめ市民生活優先せよ

2025年度
予算に反対

阿部治正は、第1回定例市議会（2月20日～3月24日）の最終日に2025年度の予算への討論を行いました。大きな課題に即して要旨をご紹介します。詳しくは右のQRコードを。



●3・11を風化させるな！地震と原子力災害への備えを！

まず、主要事業で「1. 安心・安全で快適に暮らせるまち」として括られている事業について。

防災では多様性配慮のアレルギー対応食品、子ども・大人の紙おむつや衛生用品、段ボール・折り畳みベッド等の備蓄や資機材整備。救急では日

勤救急隊の運用開始。これらは評価します。

しかし私が以前から指摘している問題は手つかずのままです。流山市民が経験した戦後で最大の災害のひとつは、東日本大震災、それに伴う原子力災害でした。

流山は福島原発から200キロも離れていましたが、極めて高いレベルの放射能でまち全体が汚染されました。同じこと、それ以上のことが起きた時、市民を守る体制の立ち上げは市の責任です。

流山から100キロしか離れていない茨城県東海村の原発の再稼働が目論まれています。再稼働が押しとどめられたとしても、施設内には大量の使用済み核燃料や新燃料が、燃料貯蔵プール、乾式キャスクという極めて脆弱な方法で保管されています。地震や電力喪失に極めて弱く、そもそも長期管理を想定おらず、震度6、震度7の地震に耐えられるか保証の限りではありません。

起こり得る地震の被害に目をつむってはいけないという戒めは、流山市にとっては、同時に放射能災害から目をそらすなということを意味します。流山市が、3・11の地震と原子力災害を風化させる、その先頭を走るようであってはならないと強く警鐘を鳴らします。

●職員の奮闘にも関わらず介護制度は危機を深めている

「2. 生きがいを持って健康・長寿に暮らせるま

②

ち」に関連した事業について。

65歳以上の带状疱疹ワクチンの定期接種、3歳児健康診査の小児科診察を集団健診に変更する等々は積極的に評価します。

しかし、高齢者介護事業については問題あります。事業を担う流山市の職員が、間違った国の制度の枠の中で、よく健闘されていることは知っています。国の施策は、「地域包括ケアシステムの深化」の名のもと、制度維持の責任を国から自治体へ、施設介護から在宅介護へ、公の担い手からボランティア活用へと、安上がり介護の道を走っています。制度創設当時の「硬直的な措置制度からの脱却」の約束を裏切り、保険制度が大きな比重を占める財政、営利に重きを置く民間経営が生み出す矛盾と負担の多くを当事者と家族に転嫁。結果としての財源不足と介護従事者不足という、介護制度の崩壊的な危機を招きよせています。

●市民が求めるのはツーリズムのまちより子育てや福祉が充実したまち

次に「4. 賑わいと魅力のあるまち」について。

中小企業等の労働力不足解消のための職場環境改善費用や人材確保の取組の費用の助成。物価高騰などの中で販路拡大等を目指す事業者への補助制度などは評価できます。

しかし、「本町・利根根運河ツーリズム」事業は、問題ありと言わざるを得ません。もちろん、流山市内の各地域において、交流人口の増加を目指すことは否定しませんが、それを「ツーリズム事業」と位置づけ、過度な期待を抱くことには疑問を感じます。

全国には様々なツーリズム事業がありますが、ある程度成功している事例、苦戦している事例を私たちはすでにたくさん知っています。ツーリズム事業は、何よりも持続性が大事で、そのために



子育て・教育、高齢者支援に真剣な取り組みを

は来訪者数、経済的効果などでの一定以上のボリュームが不可欠です。本町・利根運河は文化や景観の面で誇るべきものを持っていますが、ツーリズムの舞台としては、全国の成功事例が教えているような特徴的な要素、際立った特性を持っているわけではありません。

市民にとっての魅力のあるまちとは、医療や介護サービスがきちんと届けられ、保育所や学童や学校で生き生きと遊び学び育つことができるなど、そしてそれらのことに誇りを持てるまちのことです。ツーリズムの成否を気に病まなければならないまちではありません。

●福祉分野の市職員のがんばりに 応える市の体制充実を



「5. 誰もが自分らしく暮らせるまち」について。

中部・東部・南部の地域包括支援センターの職員増員。障がい者の働く場の確保や就労スキルの向上のための「チャレンジドオフィスながれや

ま」開設。生きづらさ包括支援事業として、制度の狭間や分野にまたがる支援ニーズのため連携体制推進、「よりそいサポートセンター」と連携したアウトリーチ型の支援等を、積極的に評価します。

流山市の福祉施策への取り組みは、他自治体と比べてそんな色のないレベルだとは思いますが。しかしこのことは、何よりも担当部署の地道で熱心な取り組みでなんとか支えられているのが実情で、これは現場の職員自身がもっとも痛切に感じている事です。人としての尊厳に値する処遇を求めている当事者とそのご家族の立場に立てば、現状にとどまるわけにはいきません。

●「要配慮児童」の教育は分離主義・隔離主義を克服する努力を

次に「6. こどもをみんなで育むまち」について。前項5「誰もが自分らしく暮らせるまち」の事業

と合わせての指摘です。

民間保育園における看護師配置の補助額の増額。学習支援の対象を中学校1年生まで拡大。養育費確保等のため公正証書作成の助成。ひろば型の地域子育て支援拠点を保育所以外の身近な場所での設置。こども・若者の居場所づくりを推進。学校施設の老朽化対策として、江戸川台小学校をリニューアル工事、東小学校のリニューアルに向けた設計業務事業などは評価します。

ここでは、国の政策の間違いによって引き起こされている保育労働者の低賃金と低処遇の問題について述べなければなりません。市が幾つかの低処遇緩和策をとっていることは分かっていますが、それでもやはり大きな限界があります。保育士の低賃金や低処遇を無くすために、市としてできる限りのことをさらに行わなければならないだけでなく、国に対して政策転換を強く求めていく必要があります。

また、障がい児・医療的ケア児など「すべての要配慮児童に対する手厚い施策」を行うとされていますが、そもそも日本の障がい児・障がい者施策が、国連からは分離主義・隔離主義だと厳しく批判されていることから目をそらはなりません。まず分離をした上で、その後で交流をとという考え方は限界があるだけでなく、そもそも出発点が間違っています。世界の取り組みがそうであるように、最初から生活と教育の場を共有し合うことを原則とする、その上での必要な配慮を提供するという教育こそ求められています。

決して不可能なことではありません。日本の自治体でもすでに試みられ始めています。「要配慮児童に手厚い施策」というのなら、流山も、この方向に近づいていく努力を求められています。

●「多様なニーズを的確に把握し 必要性を精査した予算」とは言えず

最後に、市長が「予算編成方針」の中で強調している、「多様な市民ニーズを、的確に把握した、必要性を精査した、予算措置」に本当になっているかどうか。本町や利根運河のツーリズム事業を始め、以上指摘したいいくつかの重要で深刻な問題点をみる限り、はなはだ疑問だと言わざるを得ません。

賛成 22 反対 5



③